

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島大学の行動指針（2021.10.1改訂）

全国の緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が9月30日の期限をもって解除されることを受けて、10月1日から大学の諸活動についての行動指針をレベル2からレベル1.5に変更します。

これは広島大学の学生や教職員の皆さんが状況に応じて、適切かつ柔軟に活動する目安を示すためのものです。

皆様には本行動指針を踏まえ、適切な行動をお願いします。また、日常生活において、3密回避、手洗い・不織布マスク着用・咳エチケットの励行にくれぐれも留意してください。

本行動指針は病院の診療活動を除く広島大学全学に適用します。

	授業	研究活動	事務体制	学内の会議	キャンパスへの学生の入構	課外活動
レベル 0 (通常)	「新しい生活様式」による感染防止に心掛けて行動する。					
	・各授業の内容や特性に応じて、対面授業とオンライン授業を効果的に併用	・通常通りの研究活動を実施	・通常通りの勤務とするが、時差出勤・テレワークを活用	・対面会議を行うが、オンライン会議も活用	・キャンパス内外で「新しい生活様式」による感染防止に心掛けて行動	・オンラインでの活動も有効に活用
1 (要注意) (一部の活動制限)	・十分な感染防止対策の上、対面授業とオンライン授業を併用 ・具体的な授業実施の方針は別に掲載	・感染拡大防止に最大限留意して通常通りの研究活動を継続 ・学生の自宅等での研究活動を推奨	・感染拡大防止に最大限留意して通常通りの勤務とするが、時差出勤・テレワークを積極的に活用	・感染拡大防止に最大限留意して対面会議を行うが、オンライン会議を積極的に活用	・キャンパス内外で「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底	・「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守 ・感染防止策を含む活動計画等をあらかじめ届け出て許可を得たものについて実施
1.5 (要注意) (一定程度の活動制限)	・感染状況や「新しい生活様式」の定着状況を確認しつつ、十分な感染防止策を実施した上で、対面授業とオンライン授業を併用 ・具体的な授業実施の方針は別に掲載	・「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底した上で、研究活動を実施 ・学生の自宅等での研究活動を推奨	・感染拡大防止に最大限留意して通常通りの勤務とするが、時差出勤・テレワークを積極的に活用	・感染拡大防止に最大限留意して対面会議を行うが、オンライン会議を積極的に活用	・授業の受講、研究活動、許可された活動以外での入構を控える ・「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底	・「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守 ・感染防止策を含む活動計画等をあらかじめ届け出て許可を得たものについて、限定的に実施
構内では、必ず不織布マスクを着用すること。						
2 (要警戒) (中程度の活動制限)	・原則として、授業はオンラインにより実施 ・キャンパス内の教室等でネットワークを利用した受講を認める ・実技を伴う実験・実習等、対面でないと教育効果が得られない授業であると学部長・研究科長等が判断し、教育本部に届け出たものについては、十分な感染防止策を実施した上で、対面で実施	・感染拡大防止に最大限留意して、進行中の研究、および卒業・修了に必要な研究については入室可	・感染拡大防止に最大限留意して通常通りの勤務とするが、時差出勤・テレワークを積極的に活用	・感染拡大防止に最大限留意して対面会議を行うが、オンライン会議を積極的に活用	・授業の受講、研究活動、許可された活動以外での入構を自粛する ・感染拡大防止に最大限留意する	・「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守 ・感染防止策を含む活動計画等をあらかじめ届け出て許可を得た必要最小限の活動（全国大会へ繋がる予選等）について実施
3 (高度警戒) (大幅な活動制限)	・オンライン授業のみ実施 ・学生は授業のための入構不可（やむを得ない理由により構内で受講する者（※1）を除く） ・教員の入構は必要最低限とする	・感染拡大防止に最大限留意して、停止が困難な研究のみ実施 ・研究継続に必要な不可欠な者及び資産維持のために不可欠な者（※2）のみ入室可	・半数程度の職員をテレワークとし、出勤する職員と交代制として対応	・可能な限りオンライン会議	・入構禁止（やむを得ない理由により構内で授業を受講する者、研究継続に必要な不可欠な者、資産維持のために不可欠な者、生物の世話に必要な最小限の活動を行う者を除く※2）	・オンラインによるものを除き全面活動禁止（生物の世話に必要な最小限の活動を除く）
4 (非常事態) (必要最小限の活動)	・オンライン授業のみ実施 ・教員も自宅等で実施	・新型コロナウイルス対策に直接関わるもの以外、全ての研究活動による入室を禁止（資産維持のために不可欠な者（※2）を除く）	・事務機構の維持及び大学施設の維持管理に必要な最小限の人員のみが出勤し、残りの職員はテレワーク	・オンライン会議のみ行う	・入構禁止（資産維持のために不可欠な者、生物の世話に必要な最小限の活動を行う者を除く※2）	・オンラインによるものを除き全面活動禁止（生物の世話に必要な最小限の活動を除く）

◇「新しい生活様式」については、https://corona.go.jp/prevention/pdf/atarashii_seikatsu.pdf を参照

◇網掛けは現在のレベルを示しています。

◇この行動指針は、今後の状況に応じて見直しを行う場合があります。

◇課外活動については、別途ホームページに指示があります。

※1 自宅等にネットワーク環境がない者及び不可欠な研究活動等のために入構の必要がある者

※2 やむを得ない理由により構内で授業を受講する者、不可欠な研究活動・資産維持（細胞・生物個体維持、装置の液体窒素充填など）活動に従事する者、生物の世話に必要な最小限の活動を行う者は、事前に学部（研究科）長またはセンター長の許可を得ること

□学生皆さんへ

授業や生活上の不安・悩みは、遠慮なくいつでもチューターや指導教員、

学部・研究科の学生支援室【<https://www.hiroshima-u.ac.jp/system/files/140169/toiwase20200323.pdf>】や

保健管理センター【<https://home.hiroshima-u.ac.jp/health/>】に相談してください。